

第7回高知県子ども・子育て支援会議

日 時 平成28年1月5日(火) 18:00~19:30

場 所 高知会館 3階 平安の間

(出席者および委員名)

齊藤 雄也	高知県保育所保護者会連合会会長
澤本 浩明	高知県私立幼稚園PTA連合会会長
田村 孝子	高知県自閉症協会理事長
岩崎 憲郎	高知県町村会会長
戸田 隆彦	高知県保育所経営管理協議会会長
立石 由香	高知県保育士会会長
西岡 百合	認定こども園 春野学園 園長
今西 尚美	高知県国公立幼稚園・こども園会 会長
森本 嘉一	高知県私立幼稚園連合会 副会長 (代理出席)
井上 真由美	子育て支援サークル キラキラ☆ママ高知
吉村 斉	高知学園短期大学 幼児保育学科 学科長
福留 久美	高知県児童養護施設協議会 副会長
筒井 敬士	高知県経営者協会 事務局長
岡林 ゆり	日本労働組合総連合会 高知県連合会 副事務局長

「子ども・子育て支援新制度の現状について」

(少子対策課)

それでは、ただいまから「第7回高知県子ども・子育て支援会議」を開催いたします。私は司会をさせていただきます少子対策課長の西村と申します。よろしくお願い致します。

本日は、年始のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。「子ども・子育て支援新制度」施行後、第2期の高知県子ども・子育て支援会議となりました。新たな委員の方々もお迎え致しまして、会議を開催させていただきたいと思っております。

開会に当たりまして、当部の井上副部長より一言ご挨拶を申し上げます。

(井上地域福祉部副部長)

地域福祉部の副部長の井上でございます。本日は田村教育長も出席されておりますが、事務局を地域福祉部で担当させていただいております関係でご挨拶を致します。

本来であれば、部長の井奥がご挨拶させていただくべきところでございますが、今日はあいにく緊急の用が入りまして、代わってご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は、年始早々、それから夕刻にもかかわらず、この「第7回高知県子ども・子育て支援会議」に皆さまお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、第1期からの委員を務めていただいております10名の委員の皆さまにおかれましては、子ども・子育て支援事業計画の策定に際しまして、貴重なご意見を頂きましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。また、今回新たに委員にご就任いただきました5名の委員の皆さま方には、大変お忙しいところご快諾を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、27年4月からスタートしました「子ども・子育て支援新制度」でございますけども、こ

れまでに教育、保育の現場の皆さま、自治体のご担当の皆さまから、事務処理が増加している現状があるといったご意見など、お伺いしておるところでございます。こうした課題につきましては、国の子ども・子育て会議や国の担当者との意見交換の会などの際にあわせて現場の実情をお伝えし、改善を求めているところでございます。

また、全国知事会といたしましても、新制度におけるサービスの質・量の改善に向けた施策の完全実施のために必要となります1兆円超の財源確保、それから幼児教育・保育の段階的な無償化、それから厳しい環境に置かれている子どもたちへの支援などの充実等につきまして、国への提言を重ねてまいりました。

その結果でございますが、年末に決定されました国の政府予算を見てみますと、低所得者に限定はされておりますものの、保育料等の軽減措置に係る年齢制限の撤廃、それから児童扶養手当の増額などが盛り込まれることとなったところでございます。

一方、県の支援計画の課題につきましては、具体的な解決策を検討・提案する「部会」を新たに設置させていただきまして、昨年は「一時預かり」について部会の委員の皆さま方にご意見を頂いて検討を重ねてきたところでございます。

本日は、その部会の検討結果も含めまして、子ども・子育て支援新制度の施行後の現状をご報告させていただきたいと思っております。ぜひ、委員の皆さま方には豊富な経験に基づくお知恵をお貸し頂きまして、本県の子育て支援の充実にご支援・ご協力をいただきますようお願い申しまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(少子対策課)

それでは、本日第2期の委員の委嘱状と参考資料1としまして、委員名簿のお手元のほうに配付をさせていただいております。大変恐縮でございますが、新たに委員となられました5名の方に簡単にごあいさつをお願いします。

高知県保育所保護者会連合会会長の齋藤さま、一言ごあいさつをよろしくお願いいたします。

(委員)

この度新任の高知県保育所保護者会連合会の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

(少子対策課)

続きまして、高知県町村会会長、岩崎様、よろしくお願いいたします。

(委員)

町村会会長、大豊町長の岩崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

(少子対策課)

次に、高知県保育士会会長、立石様、よろしくお願いいたします。

(委員)

皆さま、こんばんは。高知県保育士会の会長を務めております東秦泉寺保育園の立石由香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(少子対策課)

高知県国公立幼稚園・こども園会長、今西様、よろしくお願いいたします。

(委員)

芸西幼稚園園長の今西です。よろしくお願いいたします。

(少子対策課)

ありがとうございました。続きまして、高知県児童養護施設協議会副会長、福留様、よろしくお願いいたします。

(委員)

こんばんは。高知県児童養護施設協議会副会長をしております若草園の福留でございます。高知県下に8カ所の児童養護施設とそれからベビーホームが高知の駅の近くにあります。児童養護施設は社会的養護と言われていまして、里親さん、ファミリーホームさんとともに、さまざまな家庭の事情がある子ども達をお預かりして養育をさせてもらっております。よろしくお願いいたします。

(少子対策課)

なお、本日は高知県私立幼稚園連合会会長の宮地委員の代理といたしまして、副会長の森本様にご出席をいただいております。

(委員)

よろしくお願いいたします。

(少子対策課)

それでは、第2期となりますので、会長の選任をさせていただきたいと思っております。「高知県子ども・子育て支援条例会議設置条例第5条」でございますが、「支援会議に会長を置き、委員の互選によって定める」となっております。どなたかご推薦いただけますでしょうか。

(委員)

私としては、引き続いて吉村先生にお願いをしたいと思っておりますが、皆さまはいかがでしょうか。

(異議なし)

(少子対策課)

ありがとうございました。それでは、吉村委員に会長をお引き受けいただきたいと存じます。それでは、吉村会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

(吉村会長)

皆さん、こんばんは。高知学園短期大学の吉村と申します。第1期で正直なところ何も分からないまま気が付いたら会長ということで、時間を守るようにそれだけを考えてさせていただきました。2期目ということで、少し気持ちにゆとりを持って取り組んでいきたいと思っております。不慣れな議長ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(吉村会長)

それでは、本日の出席委員ですけれども、先ほど事務局のほうから説明がありました宮地委員の代理の森本様を含めて、今日は14人の出席を頂いており、委員の過半数が出席されております。高知県子ども・子育て支援事業支援計画の冊子の90ページにあります会議の設置条例第6条3項に過半数をもってということが明記されておりますので、過半数に達しているということで議事を進めていきたいと思っております。

それでは、早速、議事の一つ目「子ども・子育て支援新制度の現状について」、資料1を西村課長からご説明いただき、引き続いて、幼保支援課の溝渕課長から資料2についてのご説明をお願いしたいと思います。

(少子対策課)

それでは、資料1をお開きいただきたいと思います。第2期の開催ということでございますので、一度新制度の概要ということでご説明させていただきます。

1ページをご覧くださいまして、まず、「子ども・子育て支援新制度の概要」というところがございます。この制度は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充とか、質の向上を進めていくための新たな制度としまして、今年の4月から本格施行をされました。この新制度には消費税の増収分が財源として充当されることとなっております。ご参考までに17ページをお開きいただきたいと思いますけれども、上段のほうに、子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善項目というところがございます。新制度では、全国の話ですが、量的拡充に0.4兆円程度、それから、右のほうの質の改善ということで、0.6兆円程度を見込んでおりまして、全体で中段下のほうに合計というのがありますが、1兆円超程度の財源が必要となっております。20ページをご覧くださいますと、下のほうに、「子ども・子育て支援新制度」の財源確保についてという項目がありまして、右のほうですけれども、ここに、消費税の増収分10%に上がったとして今確保されているのが0.7兆円となっております。国も残りの0.3兆円超については財源確保に努めると言っていますが、この財源のめどが立っていない状況で、こういった部分について全国知事会においても1兆円超の財源確保のための措置を確実に講じていただけるように、国をお願いをしているところです。

お戻りいただきまして、1ページ「(1) 新制度の主なポイント」ということで、四つ掲げさせていただいております。まず、1点目ですが、待機児童の解消に向けて保護者のニーズに対応した教育・保育サービスを確保していきましようということになっております。お手元の冊子の64ページが、各市町村の積み上げになっておりますが、保育の量の見込みと、提供体制の確保の内容及び実施時期を記載しております。これは市町村ごとに、例えば保護者の方にアンケート調査などをして、27年から31年度までに、例えば保育の量はどれぐらい必要なのかを確認し、需給計画を立て、不足しているところは、確保のためにどんな取り組みを行うのか年次計画を立ててやっていくのが、この新制度のポイントの一つでございます。

また、資料にお戻りいただきまして、二つ目でございます。例えば、需給のバランスが取れている地域でも、手続きの簡素化、幼稚園や保育所から認定こども園の移行を柔軟に認めることによって、認定こども園の普及をしていきたいという思いが国のほうにはあるということです。その下の三つ目でございますが、小規模保育や家庭的保育など給付対象とする「地域型保育給付」が創設されたということで、4ページをお願いしますが、上段に地域型保育事業の概要という記載があり、新制度の中で小規模の保育を認めていきましようということで、四角で書いておりますが、小規模保育であれば利用定員6人以上19人以下のもの、それから、もう少し小規模のもので、家庭的保育として、利用者5人以下のものが、新たに制度として認められるようになりました。

三つ目でございますが、居宅訪問型保育です。こちらは、少し1対1の対応が基本でございます。例えば、障害、疾病等の関係、その程度を勘案して、集団保育が著しく困難という場合に

対応するものとして設けられたもので、これはまだ拡大が難しい状況ですが、こういった制度も新たに設けられたところです。

また1ページの四つ目にお戻りいただきまして、地域子育て支援拠点事業、あるいは、一時預かり事業とか放課後児童クラブなど、お聞きになられたことがあると思いますが、地域の実情に応じた多様な子育て支援を充実していきましょうというものです。

7ページをご覧ください。地域子ども子育て支援事業の概要のうち、まず、利用者支援事業でございます。例えば、横浜の保育所等の利用調整をするコンシェルジュを参考に、それぞれの利用者のニーズをお聞きして適切な施設を紹介していくこと、あるいは、地域のいろんな施設と連携をして取り組んでいくものとして新設されております。詳しくは、8ページに利用者支援事業の絵が載っておりますので、後ほどご覧いただければと思います。7ページに戻っていただき②として、地域子育て支援拠点事業ですが、これは地域子育て支援センターということで、幼稚園とか保育園に行っていない乳幼児のお子さんをお持ちのお母さん方が集まって交流をしたり、いろいろとお話を聞いていただいたりする事業でして、市町村には設けられています。

このほか、⑦のファミリー・サポート・センター事業は、子どもさんの幼稚園とか小学校への送り迎え、放課後のお預かりを有償のボランティアに契約をして預かっていただく事業で、県内では高知市だけでしたが、佐川町でも実施予定とお伺いしています。また、延長保育、病児保育が、8ページ以降にございますので、お時間のある時にご覧いただければと思っています。

1ページお戻りいただきまして、「(2)教育・保育施設を利用できる対象者等」以前は「保育に欠ける事由」でございましたが、新制度では、パートタイムや居宅就労などの就業形態であっても、利用が可能になることが明確に整理されています。5ページの上段に「保育の必要性の認定について」以前との比較できるようになっていまして、アンダーラインを引いています。新制度では、例えば、⑥の求職活動、⑦の就学、それから、⑧虐待やDVの恐れがあることなど、具体的に記載されています。

1ページにお戻りいただきまして、対象者の二つ目の部分ですけれども、児童虐待やDVなどが認定事由に明記されたほか、優先利用の有無も考慮されるなど、市町村ごとに異なっていた入所要件を明確化した部分がございます。これは下に新制度における利用認定①、②、③と書いています。5ページの下に「保育の必要性の認定について」ということで、事由であれば1から10まで、就労、妊娠・出産いろいろございます。それに例えば保育の必要量ということであれば、11時間の保育標準時間であるとか、それから短時間ということでは8時間、優先利用の部分については、ひとり親家庭、生活保護世帯が条件になっています。これらを具体的に明記して認定していく制度となっております。

2ページをご覧くださいまして、新制度のポイントであるとか、それから、子ども・子育て関連3法、これは24年8月に成立しておりますが、その際の趣旨、ポイントを記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

あともう一点が、参考の2という資料をご覧くださいたいんですけれども、副部長からの挨拶にもございましたが、この会議に、今年度、部会を設けさせていただいて、一時預かりをテーマに議論をしていただいたという経過がございます。2ページに設置の考え方を書いてありますが、専念して調査または検討を行う部会を設けて議論をしようということで、今年の夏ぐらいから議論をさせていただいたものでございます。

2のところ、部会の役割でアンダーラインを引いておりますが、高知県の実情に応じた高知県ならではの事業展開とか支援のあり方、そういったことも議論ができたということ、部会で議論していただいたものをこの親会の支援会議に今後ともご報告をさせていただいて、ご意見も頂いて何か制度化できればいいかなというところもございます。

3のところの今年度の検討テーマと書いておりますけれども、一時預かりについて議論をして

おります。これは幼保支援課長から後ほどご説明させていただきたいと考えています。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

(幼保支援課)

それでは、引き続き資料3、資料2の説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料2をご覧ください。まず、この新制度が施行になりましてからの保育所・幼稚園等の施設の状況でございます。どのように変わっていったのかというところを1ページに載せております。幼稚園につきましては、新制度に移行しないという選択もございますので、そのまま幼稚園で運営をしているところも残っております。全体的に見ますと、施設型の新制度に移りましたのは25カ所、新制度に移行しない国立幼稚園と私立で16になっております。ただ、この16の幼稚園につきましても、28年度には新制度に移行するという希望が出ているところがあります。

この1は、国立幼稚園でして、国立幼稚園につきましては、この新制度に乗れないことになっておりますので、そのまま幼稚園として運営をしているという形になっております。

次に、今回の新制度で出てきました認定こども園でございますが、幼保連携型認定こども園は、公立幼稚園が6、私立幼稚園が3。この私立幼稚園は平成27年度4月から3カ所新しく認可をされました。幼稚園型の認定こども園は11、これは以前から認定こども園で移行しているもので、保育所型、5になっておりますが、1月1日にまた一つ新たな保育所型認定こども園が出来ましたので、今現在は6。地方裁量型が2という形になっております。

保育所は国公立と公立合わせて253。これはそのまま保育所のまま移行しているという状態になっています。

先ほどの説明のありました地域型保育事業という市町村が認可する保育機能を持った施設が出来ました。これが、小規模保育事業と事業所内保育事業で、合わせて14の地域型保育事業が高知県の中では運営されております。

先ほど地域型保育事業の中には小規模保育事業、家庭的保育事業、それと事業所内保育事業、もう一つ、居宅訪問型事業の4種類の地域型保育事業がございますけれども、残念ながら高知県の中には家庭的保育事業と居宅訪問型保育事業の事業を開始しているところは、今現在ございません。

次のページをお開きください。これも4月1日現在の保育所、そして幼稚園等で、先ほどありました新制度に移行しましたものは、特定教育・保育施設という形で、新たな給付制度になりましたので、その市町村別の一覧表を掲載しております。保育所につきましては、保育所型認定こども園になったものを除いておりますので、ほぼ去年と数値は変わっておりません。ただ、この10月1日に四万十市で1カ所、社会福祉法人の保育所が認可をされましたので、それを合わせますと、今現在、249の保育所、定員が36の保育所でしたので、定員数は24,500となっております。

その利用者につきましては2号、3号の受け入れをしており、4月1日現在の利用者数を載せております。その時点では、高知市と香美市のほうで合わせて47人の待機児童が出ております。

10月の待機児童につきましては、まだ国から発表されておりませんが、やはり途中入所の0、1、2歳を受け入れすることができない市町村が増えておりまして、待機児童数も100を超えております。

この中で、例えば高知市の中では利用割合が80%、これは定員数の入所児童の割合ですけれども、80%でありながら、待機児童が出ているという、アンバランスが見受けられますが、これは、地域によって保護者の希望する保育所との差がみられ、希望の保育所に入れない、そういったところで待機児童が発生している、また、100%入所をしていない保育所も存在しているというところ

ろでこのような数字が出てきております。

全体的に定員を見ますと、まだまだ利用の余裕はあるものの、保護者の希望に合った保育所、あるいは0歳、1歳の受け入れがままならない保育所等がありますので、一概に利用割合が少ないからといって全ての保護者の希望どおりに入所ができていないというところが、今アンバランスな現状となっております。

3ページにつきましては、幼稚園、幼保連携型認定こども園、その他の認定こども園についての一覧表を載せておりますので、またご覧になっていただければと思います。

最後の一番下の地域型保育事業所ですけれども、これが先ほどありました新たな市町村認可となりました小規模保育事業と事業所内保育事業です。

小規模保育事業はA、B、Cと分かれております。先ほどの資料1の4ページをご覧になってください。この中で地域型保育事業につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、以下二つの保育事業の4種類があると申しました。この中で、小規模保育事業につきましては、保育士の割合によってA型、B型、C型と分かれております。

A型は、人数は少ないですけれども、保育士の数が全員有資格者である。保育所と同じような設置基準であるのをA型。そして、B型はその保育士の数の割合が少ないところ。そして、C型は、保育所の保育士の資格を持っていない方であっても一定の研修を積んでいる方であればその事業の展開ができるとなっております。

先ほどの資料のほうに戻りますと、高知県内の中ではA型、全員保育士の資格がありながら人数が少ないということで、その小規模保育事業の認可を受けている保育所やその保育士の数が少ないB型、あるいは、一定の研修を受けたC型の小規模保育事業が存在をしております。

事業所内保育につきましても、同じようにA型、B型と分かれております。この事業所内保育につきましては、介護施設の職員を対象とした事業所内での保育となっております。

この地域型保育事業も、やはり保育認定を市町村で受けて市町村に入所申請をして、利用する形となっております。ただ、B型、C型、事業所内保育につきましては、市町村認可でもあり、比較的認可の敷居が緩やかな部分でありますし、0、1、2歳を対象としておりますので、今後大きな保育所や認定こども園の拡大というところで0、1、2歳の待機児童の解消につなげていく、そういった流れも一つあるというところとなっております。

ちなみに5人以下の子どもをお預かりする家庭的保育事業もありますが、都会のほうでは家庭的保育事業も非常に軒数が多くなりまして、待機児童の解消の一つとなっております。

次に4ページにつきましては、その他の施設型給付、あるいは地域型保育給付に該当しない子どもさんのお預けを受け入れをしているへき地保育所と幼稚園、認可外保育施設を記載をしておりますので、またご覧になっていただければと思っております。

次に、高知県の中で一番課題となっておりますのが、保育士の人材確保となっております。計画書の19ページから後に保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上というところで記載をさせていただいております。

その件につきまして、今年度、そして28年度の中で確保事業を予定しておりますので、その説明を若干させていただきたいと思っております。この保育士等の人材確保事業ですけれども、高知県社会福祉協議会の福祉・人材センターを活用しまして、そこにコーディネーターを配置して、保育所、あるいは幼稚園の求人情報の把握と、主に潜在保育士さんの就職をマッチングをするというような事業をしております。

その他に、高知県社会福祉協議会では、将来の保育士、あるいは幼稚園教諭の確保ということで、高校にも幼稚園、保育所の職場に進んでいただくための説明会をしておりますし、県内外の大学についても高知県の保育所の状況、幼稚園の状況を説明して、新たな人材確保に努めております。

今年度につきましては、9月現在までに高校11カ所、大学5カ所のほうに出向きまして、保育士で、高知県に就職をしていただくようにPRをしております。

それと同時に保育士修学資金貸付事業費補助金ですけれども、この補助金は現在高知県内の中にある養成施設に就学している生徒さんたちに対して、基本月額で5万円を貸し付けて在学の少しでも足しにさせていただこうというものです。この貸付制度につきましては、2年間貸し付けをしまして、中山間でしたら3年間、それ以外のところでしたら5年間就職することによって返還が免除になる制度でございます。本年度は、国の通知が遅かったのでまだ決定はしておりませんが、約20名の方が対象となって審査をし、4月1日から貸し付けを利用できるような形になっております。

この貸付制度を受けた保育士さん、あるいは幼稚園教諭につきましては、特に保育所のみならず、養護施設それから障害児施設についても就職をすることで免除の対象施設になっておりますので、ご利用をされる場所がありましたら、ご協力をお願いをしたいと思います。

この貸付制度は来年度も予算要求をしておりますので、予算が付きましたら、来年度も利用をしていただければと思っております。

併せて、その保育士確保につきましては、国の流れを説明をさせていただきますと、同じ資料の10ページをご覧ください。大きなところでは、今まで保育士試験というのは年に1回となっておりますけれども、年に2回実施をするという形になっております。筆記試験につきましては、二つ目の○実施時期にあります。4月と2回目を10月という形で保育士支援をする形になっております。こういったところで保育士の資格を持っている方を増やして、保育士の確保対策に充てようという国の試みです。その他に国の制度としましては、その6ページから27年度の補正予算としまして保育士確保のそれぞれの取り組みというところで、7ページのほうから、具体的な国の事業が掲載されております。

例えば、7ページにつきましては、これは保育所の今現在の事務の軽減をするためのICT化の推進でございますけれども、これにつきましても保育システムの購入、あるいはパソコンの購入等についての費用の支援だとか、次の8ページにありますように、修学資金の貸し付けもさることながら、保育補助者の雇用の支援や、それから未就学児を持つ潜在保育士さんも、保育所が待機児童に該当するので就職ができないといった課題もあることから、未就学児を持つ潜在保育士さんに対する保育所復帰支援、そういったいろいろなメニューが27年度の補正予算として掲載されております。

次に、11ページですけれども、幼保支援課が行っております地域子ども・子育て支援事業の中で特に保護者からのニーズの高い一時預かり事業と病児保育事業について説明をさせていただきたいと思います。まず、一時預かり事業ですけれども今回はこの一時預かり事業について部会を設けて、より利用しやすい一時預かり事業の検討をさせていただきました。といいますのも、一時預かり事業は、保育所、幼稚園を利用されていない保護者にとっては自分たちの子どもを、買い物とか介護とか通院とかちょっとした時に子どもを預けたいという希望があった場合でも、今、一時預かりが予約で満杯状態というところもありまして、そういうところをどうやったら解消されるのか部会を設けて話をさせていただきました。

いろいろなケースもあろうかと思えます。結果的には難しいことも多いというところにはなりましたが、その部会の中ではその一時預かりの予約が一杯であるならば、空いている状況を保護者に提供ができないだろうかとの意見もありました。そして、もう一つは、地域でもう少し身近な一時預かりができないものだろうか、地域のマンパワーを活用できないものだろうかというような意見がございました。最初の空き状況を保護者にお教えすることができないだろうかというところにつきましては、一時預かり事業を実施している有志で空き状況等を提供できるような仕組みづくりをしようという話になっております。

また、地域の活力を利用して、ちょっとした一時預かりができないかというところにつきましては、先ほどありました小規模保育事業の中の家庭的保育事業を活用して、地域のマンパワーを合体したような多機能型の保育機能を考えることができないかというところで、来年度以降、試行錯誤しながらモデル的にやってみようではないかと予算要求をさせていただいている状況です。

現在の一時預かりですけれども、幾つかの形が分けられております。一般型といいますのは、今まで保育所を中心としました先ほど申しました一時預かり事業でございます。余裕活用型はこの認定こども園、あるいは小規模保育事業等で定員に空きがあった場合、その空きを利用して子どもさんをお預かりをするというのが余裕活用型。そして、幼稚園型といいますのは、幼稚園の認定こども園の場合、あるいは通常の幼稚園の居残りと、教育標準時間を超えた時間帯でお預かりをする事業を幼稚園型、継続児を主にお預かりする事業でございます。

そして最後に、居宅訪問型の一時預かり。これは、先ほど申しました居宅訪問事業と同じように、障害児とか、難病の方とかに対して、その保護者の居宅にご訪問をして一時預かりをするというものでございます。

いずれの形にしましても、これは県、あるいは高知市に届け出で事業を開始ができるというものです。一定の職員要件とそれと面積要件があれば事業を開始できますので、参考にさせていただいて、新たな事業展開をお願いしたいと思います。

そして、次に要望の多い病児保育でございます。これは、27年度4月現在で増えた事業所はないですけれども、今現在佐川町で1カ所、それと芸西村で1カ所、病児保育の事業を広げたいというような活動になっております。

この病児保育につきましても非常にニーズの多いものですので、今後私どものほうで広げたい事業の一つでございます。

そのような一時預かり事業、あるいは家庭的保育事業につきまして、今までは保育士の資格がどうしても必要になってきたんですけれども、なかなか保育士さんも足りないというところで、一定の研修を受けた者もその事業の展開ができるような制度になっております。それが次の12ページの子育て支援員研修というところになります。ただ子育て支援研修につきましては、基本研修とそれぞれのコースに分けて専門研修になっております。この子育て支援員の資格は、全国で通用するものですので、認定を受けますと、それぞれの例えば小規模保育事業、あるいは家庭的保育事業等の従事ができる形になっております。

この研修制度は、この1回だけの研修ではなくて、必ずフォローアップ研修、あるいは現任研修を受けなければならないとなっております。来年度以降も年に2回以上の研修を計画し、質の担保、確保に努めていきたいと思っております。

保育士の確保ができれば一番いいわけですが、非常に難しい状況の中でこういった子育て支援員の活用というところも今後考えていきたいと思っております。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

(吉村会長)

ご説明ありがとうございました。資料1、資料2についてただいま事務局のほうからご説明を頂きました。ただいまのご説明に対しまして、委員の皆さま、ご意見等がございましたら、お願いします。内容が盛りだくさんでしたけれども、いかがでしょうか。

(委員)

27年度の補正予算。9ページになりますが、公定価格に反映することによって保育士等の待遇改善を図るということで、保育士については平均1.9%給与の改善という形になってますけれども、これはいつぐらいに公定価格が示されるとお考えになられておりますでしょうか。

あんまり遅くなると市町村が議会へかけることができなくなると思うのですが。

(幼保支援課)

国の予算ですけれども、都道府県の説明会が1月27日に説明会があります。恐らくこの27日にはそういった価格についての提示があるのではないかと考えております。

(委員)

分かりました。1月27日であれば対応できるかなと。3月ぐらいになると、ちょっと慌てることになりますので、ちょっとそこだけ確認でした。

(吉村会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

お考えいただいている間、私のほうから構いませんか。資料2の5ページ、保育士等人材確保事業のこの図で、上のほうに左のほうに現状・課題として二つ目に、保育士養成施設等を卒業後、県外に就職したり、他の職種に就くなどと、こうしたことも保育士確保が困難になっている要因の一つという分析でございますけれども、実際、どれぐらいここに該当するのか、事務局は把握されてますでしょうか。大体でも構いません。

(幼保支援課)

ちゃんとした資料が私の手元にないですけれども、他の職種に就いている、卒業生で他の職種に就いている方は、どこの養成施設でも一桁だったというふうに記憶をしております。ただ、保育士としてその就職をしているものの離職をして他の仕事に就くというケースもありまして、特に、男性の保育士についてはなかなか厳しいと、賃金もままならないというところもあって、他の職種に就かれるケースが多いと聞いております。

(吉村会長)

はい。ありがとうございます。離職をして県外にというケースも、あるいは他の職種にというケースもあるということですね。

私は養成機関に勤めてるので、すごく密接な問題で、ちょっと私の勤務先のほうでは大体県内で専門職に就くのがほとんどというイメージがあるので、実際どれぐらい県全体でいるかということ、離職後の対応ということも重要なポイントなのかなと思って聞かせていただきました。

その他にいかがでしょうか。

(委員)

一時保育と病児保育をできたらもっと増やしていきたいということで、一時保育についてはですね、非常に需要が高いと言われましたですけれども、一時保育が、預かり事業が26年度で35カ所ですよ。27年度が18市町村で38カ所という形になってますけど、この一時預かり事業がもっともっと広がっていかないか、原因は何とお考えになっているのかなと思います。これは保育所だけじゃなくて、幼稚園もそうだと。それから、病児保育事業につきましてもやられているところが少ないということですが、やっぱり医師がいるとか、医師との連携が必要になってくるだろうし、看護師の設置が必要になってくるだろうと思いますが、そうなってくると保育園でやるのが非常にハードルが高いように感じるんですが、今後話されていくだろうとは思いますが、どういうふうにお考えになっているのか。

(幼保支援課)

まず、一時預かり事業につきましては、先ほども申しましたように保育所、幼稚園を利用していない保護者の方たちにとっては非常にニーズの高い預かり事業です。なぜここが広がらないかというところについては、やはり高知市につきましては多分保育士の確保と場所が少ないというところになるのではないかなと、その他の市町村については、例えば近所で預かったり、そういったところで大丈夫だということがあるかと思っております。

一時預かりというところも、今、特に高知市では満杯状態ですので、予約が一杯でなかなか思うようにならないという声も聞いておりますので、このところを何とか打破していきたいと思っております。

病児保育については、やはり委員のおっしゃったとおりに、小児科の先生、それと看護師さんが必要、これが大きなネックになっております。これは、やはり保育所というところも確かにそうなんですけれども、保育所利用というよりも、病院のほうで一時預かりをするところのほうが広がりが早いのかなと考えておまして、その地域、地域の病院に今市町村のほうでお声掛けをして、何とか、病児保育に広げていただけないかというアプローチもしているところです。1カ所ではなかなか人数が育たないこともありますので、広域的に中心となる病院にお願いができないかということで今、市町村と一緒に展開をしているところです。

(委員)

私だけ質問して申し訳ないんですが、一時預かり事業というのは部会の中で話されたということですので、それについてこういうふうな話も出たよという形にさせていただければありがたいなと思います。まず一時保育をするにしても、もともとこれは少子化で空き部屋を利用して始めたという経緯があります。だから、建物がその中に余裕があるかないかによってできない、できるかできないということが決まってくる。新しくものを建てていくかどうかという形になっていくだろうというふうに思います。それと、その中に0歳児を含んでやっていくのかどうかということも当然やる側としては考えていこうと思います。

それと同時に、今年から一時預かり事業については、去年までは二人の保育士の配置でした。1名でもいいと。もし変わらなければ他のクラスに入れてやってもいいという、私からすると非常に後退した考え方だと思っております。やっぱり一時預かり事業の中にも、保育士が必要だと思いますし、それと障害のお子さんを受け入れたときに、今の制度は1カ月に1回です。それも保護者同伴と高知市は聞いています。そういうことであれば、障害のお子さんというのは非常に利用しにくいと思うわけです。

間違っていれば間違っていると一言だけいただけたらありがたいと思いますが、自分のところでも一時保育児預かりをやっているときに、そのところはいつも論議として出てくるわけです。だから、本当に一時預かり事業が広がっていくというのは、ただ単に広げたらいいということではなくて、やっぱり環境整備をきちっとしてあげるということをしないと、私は広がらないだろうと思いますので、もし、そういうことも論点として論ずるのであれば、お願いしたいと思います。

(幼保支援課)

おっしゃるとおり、一時預かりの先ほどの職員要件や場所が課題になっているのは確かです。ですから、よりそのマンパワーを利用して、小さい規模でも一時預かりができるかどうかというところも検討していきたいと思っております。それについては、保育所だけではなくて、保育所にそういった機能を併設するような、あるいは家庭的保育事業にそういった場所を併設するような、そういったところで何とかできないのかとも考えております。

それと、障害児保育で保護者同伴というところは高知市のみの制度でございます。一般的には障害児のみをお預かりをすることはできるんですけども、高知市の場合にはそういうふうな障害児については保護者同伴で一時預かりということを知っております。

障害児の一時預かりについても、保育所ではなくてその他の例えば障害児施設でお預かりをできないものか、あるいは作業所等でお預かりをできないものか。そして、また、先ほど申しました居宅訪問型のそういった届け出の事業所を増やせないものか。そういったところで考えていかなければならないと思っておりますし、例えば、高齢者施設へ訪問をして、一時預かりだとかそういった子育て支援の広がりがないものかという相談にも行ったりして、あくまでもそういったその施設、基準をクリアしながら他の場所、あるいは保育所、保育士さんのいらっしゃる所とか、そういったところで広げていってできないものかなと検討もしているところです。

それと同時に、先ほど申しました部会の話では、予約が一杯で取れないという現状をなんとか打破したいというところがあって、空き状況を保護者のほうにお知らせできるような手立てがないだろうかというところで有志が集まったネットワーク間、その情報を頂いたものを幼保支援課のホームページを使うというご協力ができると思っております。

もう一つは、その多機能型保育事業というところで、先ほど申しましたように一時預かりもでき、あるいは家庭的保育事業もでき、そういったその中でその地域ともう少し開放して地域の方が一緒になって子どもを育てれるような小さなコミュニティができないものか、そういうこともまた新たな事業として考えていけないか。いろいろな方策を検討しながらやっていかないとなかなかそのニーズに対応できないのではないかなということ、いろいろ壁にぶつかりながら、職員要件だとか、それから、その保育の質の確保だとか、そういったものをどうやったら担保、クリアできるのか考えながら検討していきたいと思っております。

(委員)

それと同時にですね、一時預かり事業をやったときの補助金ですね。これが人数によって決定されてきて、だから、900名の年間の延べ人数で幾ら、900から1,500で幾らでと考えたときに、常勤職員を一人雇っていくのかと。それと、利用料を徴収して、それで一人分が出せるのかと。その中で、給食と要る材料等をやっていくわけですので。そういうところも考えていただかないとなかなか大変だと思いますので、国の補助事業でしょうけれども、市町村事業にもなりますんで、ここにもうちょっと重点的に予算加算していくような方向も考えていただけたらもっともって進んでいくのではないかと思います。

多分、こういう言葉を使うと悪いですけども、それをやって余裕があるのかなのかということと考えたら、下手したらマイナス部分じゃないかということがあるから、なかなか進んでいかないところもあるだろうと思いますので、ぜひともそういうことがないような、いろんな形で広げていってあげるということは、お母さんにとっては非常にありがたいことだと思いますので、そういうふうになったらいいなと思います。

(吉村会長)

ありがとうございました。具体的なご意見もあつたかと思っております。全てが一気に解決するというわけではございませんけれども、課題があるということ認識しながら取り組んでいく、取り組みの中で知恵が出てくるということは当然ありますので、今挙げられた課題を念頭に置いて、それで改善できるところは改善していくという形をお願いできればと思います。

(委員)

一時預かりの件で、身近なところで、普段、奥さんが子どもさんを見ていいご主人が働いてい

るんですけど、インフルエンザにかかってしまって結局誰も見てくれる人がいないということでご主人が仕事を3日ぐらい休んだという事例があって、その人に一時預かりってこんなあるよって言ったんですけど、全然知らなかったと言われました。今までお話を聞いていたら、積極的にPRするだけの体制が整っていないというところもあるでしょうし、非常に難しい点もあろうかと思いますが、一方で本当に利用したらいい方がこういう制度があるということはまだ知らないというところも現実にはありましたので、PRも必要かと思います。

それと、その予約で満杯というお話もございましたけど、やはり突発的に今日は預けたいという事例が絶対出てくると思いますし、そういう方がひょっとしたら多いかも分からないんですけども、かといって余分な人員を構えておくわけにはいかないといういろんな問題があろうかと思いますが、その子育て支援員ですかね、ぱっと対応できる体制ができるのか、そういった状況で、働いている人が極力休まなくてもいいような体制ができればいいかなと考えているところがございます。

(吉村会長)

ありがとうございます。これは利用する人の立場からのご要望のような意味もあったかと思えますので、またよろしくお願いします。

(委員)

引き続き同じようなことで、一時預かりと病児・病後児の保育ということで、このニーズの解消という点から言えば、ファミリー・サポート・センター事業もお母さん、親御さん同士が協力をして預かり合うことができるということで、しかもそこで報酬も発生するという便利な事だと思います。高知市だけしかないんですけども。障害児を持つ親同士も登録をしていざというときには預かってもらったりとかそういう仲間内でお互い登録してとかいうこともありましたけど、例えば、この一時預かりとか病児、病後児保育を探されている方に対して、ファミリー・サポート・センター事業というのがありますよとか、いざというときは登録しておけばみたいなワンストップでそういう情報が行っているのかどうかとか、そういう支援があるのかどうかちょっと見えてこないんですけど、そういったあたりはどうなのでしょうとかということをお伺いしたいのと、あと、全国的に見てもファミサポ事業はこの四国内でも徳島県とかでも何カ所か2、3カ所あったと思うんですけど、全国的に1カ所だけしか県内にないというのは高知県だけなんです。それが高知市に集中的に人口が集まっているという特性もあろうかとは思いますが、もうちょっと高知市周辺の市町村でも広がらないかなと思ったりしているところですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(幼保支援課)

ファミリー・サポート・センター事業というのは登録者の方がおいでで使いたい方と受けたい方、サポートできるよという二つの登録者があって、お互いにつなぎ合わせて子どもさんをお預かりするという事業です。先ほど言われたとおり使いやすい事業で、今、高知市しかないというのもそのとおりです。といいますのも、今までは補助金ベースで、登録者数が両方合わせて100人以上だったので、大きな市町村というところしかなかったのですが、今回、26年から50人に補助要件が緩和されています。そこで早速佐川町がファミリー・サポート・センター事業を始めようということになっています。ですから、そういったところをもう少し市町村のほうで広げることができれば、もっとNPOさんとか社会福祉協議会だとか、そういったところが中心になって人を集めてお互いのそういった助け合いといいたいでしょうか、そういったところが生きるのではないかと考えております。

私どものほうでも、市町村等には広報しているんですけども、なかなかそこからは進まないというところで、反省をしているところですので、もう少しそういった事業についての細かな説明をして、市町村のほうでも事業開始ができるようにしていきたいと思います。

(吉村会長)

はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

今、一時預かり事業についてかなりご意見が出ておりますけども、これについては高知県の実情に基づいて検討してきたということですが、この会議の委員さんの中で西岡委員さんと井上委員さんが部会のメンバーですが、何か情報提供しておいたほうがいいことはございますか。

(委員)

部会のほうで一時預かりについていろいろと意見交換をさせていただいたんですけども、戸田先生がおっしゃられたような内容というのはとても重要なことだと改めて認識させていただきました。実は、一時預かりのニーズというのは本当に多様性がありまして、預かり方もたくさんあると思うんですね。支援事業の中で取り組まれている従来の一時預かり事業の中で、もちろん需要がないところもあるかもしれません。地域性、待機児童いろいろ考えて。ですけども、私どもは新制度の中で、余裕型の一時預かりを実施しています。そうしますと、定員が一杯だと突然の要求に対してもほとんど対応ができません。先ほどインフルエンザのときのお父さまのお話も出ていましたけれども、私が部会の中で一番申し上げたかったのは、0歳児、1歳児、在宅で子育てしているお母さんたちにとってやはり新制度がどれだけ支援になっているか。国のほうでもこの5年間ぐらいで一時預かりの供給体制を3倍にしましょうという方向性も示されています。

私が現場で一時預かりの要求の声を伺うときに、急病なんですとか今日預かってほしいというような声もたまにあるんですね。急病というのはご家族だったり。部会の中で高知市の状況なども伺いますと、先ほど課長がおっしゃられたように、登録制、それから予約でいっぱい、そういった状況の中で、リフレッシュとかで事前に予約をして利用できる一時預かりはその目的を達せられたらいいと思うんですね。でも、今、全然克服されていない少子化対策、それから高知県が抱える人口減の中で、もちろん第一義的責任が保護者にあるというところは譲れないんですけども、本当に困ったときに、私たち保育現場がどれだけ一時預かりで救ってあげられるかというところで、私たちがネットワークを組む中でとにかく1時間、ワンコイン1時間でもいいから緊急なときに対応をしましょう。もちろん預かる前のいろいろなお子さんの様子とかいろいろなことはできるだけ頂いて。具体的には、例えば飲食の提供はありません、緊急ですから1時間、2時間みましょう、そういうところできないかを一時預かりの部会について話し合ったんですね。本当に子育てをしているお母さんたちにとって駆け込めるところがある、そういうことをこの新制度の中で高知県としてどれだけできるか。現場の中で、もちろん保健の問題とか事故が起きたらどうしようかってリスクはたくさんありますけれども、とにかく現場でできるところが動いて、例えば私どものネットワークの中で意見が出たんですけども、今日園児が休んでいてそこに緊急で1時間預かってでも保育士は足りません。部屋も空いています。じゃあ、困っているなら1時間預かってあげましょう。それはそういう一時預かりもあっていいんじゃないか。なかなか制度化するのは本当に難しいんですけども、本当に子育てしやすい社会環境をつくるための現場で保育に携わる子ども、保護者と直に接する私たちがどれだけそれをできるかというところをまず一歩踏み出したいなというのが私たちの思いでした。それが実現できたらいいなというふうに思っています。

とりあえず、空き状況をホームページで公開していただけるというのを幼保支援課のほうからそういうお声の後押しも頂いて、とにかく困った方に1時間、2時間の緊急な一時預かり、そう

いうところの一時預かりにまず一步踏み出せたらと思っています。以上です。

(吉村会長)

ありがとうございます。井上委員さん、部会を通して何か感じたことはありますか。

(委員)

そうですね。私は保護者という立場になるんですが、子どもがまだ幼稚園に入る前に自分が高熱が出てしまったときに一時保育に電話をすると、今日はもう預かれませんかと言われて、病院の長い待ち時間の中、まだ1歳にならない子どもを抱きながら、できることなら病院にも子どもを連れて行きたくない状況の中で連れて行ったということが何度かありました。そういうことを考えると、やはり今回余裕活用型で一時預かりについての空き状況をホームページで公開していただけるとするのは非常にうれしいなと思います。また、部会の中でも出たんですけども、今、保育園の中で一時保育を広げていくというのが非常に難しい。環境や保育士の先生の数の問題もあり、難しいということもあって、いろんな案の中で、じゃあ、老人ホームの一部でどうだろうかとかいろんな案がたくさん出てきたので、それが新しい形として実現していけば、すごく保護者としてうれしいなと思っています。

また、これは全然話が違うのかもしれないですけど、一時保育を利用したいと思っているお母さんの中で、実際にうちのサークルに来るお母さんもたくさんいるんですけど、ご主人に反対をされて利用できないというお母さんが結構たくさんいます。専業主婦で家にいるんだから、別に一時保育を利用しなくても自分が具合が悪くても利用しなくても何とかなるんじゃないかと思ってるご主人が結構いて、すごく思い詰めているお母さんも何人かいらっしゃったりとかもするので、こういうことを利用することも悪いことではないんだっていうPRもぜひ今はしていただけると非常にうれしいなと思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

保育所もそうだと思うんですけども、情報の開示ということが言われていますんで、インターネット上に出ている中で、一時預かり事業をしているところは、1年間の利用数を出しているところも多分あるだろうとは思いますが。そういうところで見ただけで、ああ、ここならこういうふうな形でやってるのかなって思っていただければありがたいと思います。その前に、取り組む法人の事業目的みたいなものを出しているところもある。保育園は全部情報開示しないといけなくなっています。財務状況まで全部出していますので、私とこでしたら、定款まで全部出しています。そういうところを見ながら皆さんが利用するときに考えていただけたらいいんじゃないかなと思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。なかなかすぐ課題解決にはつながらないのはいろんなところであることですが、今日頂いた意見の中で反映できるところ、糸口になるようなところがありましたら、よろしく願いいたします。

(委員)

せっかくですね、ここに若草園の児童養護施設さんがおいででますので、われわれとは、事業

体が違うわけでございますので。例えば、児童養護施設の中にショートステイとかトワイライトステイなんかもあると思うんですよ。それが年間どれくらい利用されているのかということ、そういうご家庭の方が例えば1カ月、1週間という形で利用されている方もあるのではないかと思いますので、われわれも児童養護施設のことは素人ですので、教えていただくと非常にありがたいと思います。

(吉村会長)

福留委員さん、お構いない範囲で。

(委員)

今、保育所の一時預かり事業、児童養護施設にも一時保護があり、中央児童相談所のほうに一時保護所というのがありますが、現在一時保護をする子どもたちはたくさんいまして、ちょっとあふれるという状態になってまして、8カ所の児童養護施設と乳児院にも一時保護委託を受けております。先ほど言いましたように、家庭にさまざまな事情を持って来る子どもたちですし、今、児童養護施設は虐待対応の場だといわれておりますので、被虐待児がほとんどです。そういう子どもたちが一時保護に来てますので、施設の子どもたちと一時保護の子どもたちが一緒に生活しなければいけないような状態になっております。

児童養護施設の職員の勤務形態は断続勤務といいまして、朝子どもたちを送り出して、それから休憩に入って、また夕方4時ぐらいに出て来て夜勤めるとというのがほとんどの施設がそういう勤務です。ベビーホームは別ですけど、24時間子どもがいますので。児童養護施設の子どもたちはそれぞれの小学校、中学校、高校へ行っており、昼間子どもたちは施設におりませんので、その間が職員の休憩という形になっております。一時保護を受けると、そこへ職員を付けなければいけないというような状況です。ただ、国も今、配置基準を4対1に変えてくれたりというようなことで、いい方向には流れてはいるんですが、ただ、残念ながら先ほどから何回もお話が出ているように、保育士不足とか人材不足でして、児童養護施設の職員は結構きつい仕事ですし、被虐待児に対応しますので、精神面でもかなり疲れるというかそういうのがあまりにも広まり過ぎて、人材が集まらないというのがすごく課題です。県下の施設長会でも人が集まらないというのが問題になっていまして、県にもなんとか集まる方法を考えてほしいと要望をしていますし、それから一時保護についてはなかなか受けられない、受けなければいけない虐待防止と予防等を訴えている児童養護施設ですので受けなければいけないんですが、受けきれない状態が続いています。ただ、子どもたちがやっぱり安心して安全に生活できる場を提供する児童養護施設と乳児院ですので、なんとか少ない職員でやりくりをしておりますので、現状はそういう状態です。

ただ、国はなんとか、もう少し改善されるようにというような形では流れています。ショートステイも各市町村のほうから受けておりますので、ショートステイも一時保護もいろいろ重なると本当に園長でも泊まりをせないかんとかというような状態のところもあるようです。以上です。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。まだまだご意見もあるかとは思いますが、ちょっと時間が押しておりましたので、すいません、次の議題のほうに移らせていただきます。

レジメのほうではその他とありますけども、次回の検討事項について少子対策課長の西村課長さんからお願いします。

(少子対策課)

次回の検討項目ということで、資料3ですが、今回は2月の中旬で日程を調整させていただく

ように考えているんですけれども、今、市町村も子育て支援計画について見直しの作業を進めているところでして、1月、2月に市町村でも会議をされて数字が変わっていく部分もございます。そういったこともございますので、(ア)に書いておりますように、教育・保育施設の需給の状況、と言うと13ページ以降、需要と供給の量、これは市町村の数字も変わってまいりますので、そういった状況も含めて需給の状況の説明が(ア)でございます。

それから、(イ)でございますが、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の人材確保と資質の向上、これは、いろんな制度や、予算の状況もございますので、こういったものについて確保するということが人的な話です。それから、(ウ)でございますが、今、ショートステイの話もございましたが、地域子ども・子育て支援事業が、13事業ございますので、これも市町村の施行の状況把握をさせていただいた上で次回説明させていただくことを考えております。資料を事前にお示しできるように、これから作業をしましてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(吉村会長)

今回の検討事項について何か確認しておきたいこととか委員の皆さま、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは、第2期の初回で時間をちょっとオーバーをしてしまいました。申し訳ございません。本日の議題は以上で終了したいと思います。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

(少子対策課)

皆さま、本日は長時間ご議論いただきまして、ありがとうございます。本日の資料の一番下のところに、第7回高知県子ども・子育て支援についてのご意見の様式を入れております。後でこんなこともあるよねって思い付かれたことがございましたら、私どもにお教えいただければありがたいと思います。FAXないしメールで構いませんので、よろしくお願いいたします。それから、先ほども申し上げましたが、2月の中旬ごろに次回を予定しておりますので、改めて皆さまのご都合とか予定をお聞きした上で日程を組まさせていただきますと思いますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

議事録につきましては、作成次第皆さまにお送りをするようにいたしますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

最後に、副部長の井上よりごあいさつをさせていただきます。

(井上地域福祉部副部長)

吉村会長はじめ委員の皆さま方には、本日は夕刻から大変お疲れさまでございました。皆さまのお立場でそれぞれの生の声、非常に貴重なご意見、ご提言をいただいたものと思っております。非常に有意義な会ではなかったかというふうに考えております。

今後でございますけれども、県と致しましては子どもたちが、安心して育まれていくこと、それから、保護者の方々については、子どもの発達、それから成長の段階に応じて喜びを感じながら子育てができる社会の実現に向けて、官民協働で工夫を重ねながら、考えて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、どうか引き続きよろしくお願いいたします。

子育て支援の充実に向けてご支援、ご協力を重ねて頂くということをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、本当に貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。